

市からのお知らせ

TORIDE CITY NEWS

7月ごみ収集

15日(月・祝):可燃ごみ

☎ 環境対策課 ☎ 内線1417

▶ごみカレンダーはホームページでも確認できます



7月の納税

納付は口座振替が便利です

- ▶固定資産税(2期)
- ▶国民健康保険税(1期)

☎ 納税課 ☎ 内線1271

- ▶介護保険料(1期)

☎ 高齢福祉課 ☎ 内線1324

- ▶後期高齢者医療保険料(1期)

☎ 国保年金課 ☎ 内線1368

マイナンバーカード 休日交付専用窓口

☎ 7月14日・28日の各日曜日 8:30～12:00

☎ 市民課、藤代総合窓口課
※交付通知書に記載の交付場所を確認し、必ず本人がお越しください。交付申請は受け付けていません。

◎マイナンバーカードの記載内容変更、電子証明書の更新、暗証番号の再設定も受け付けます。

☎ 市民課 ☎ 内線1156

防災情報の確認

- ▶防災無線の放送内容

☎ 0120-860-004

- ▶緊急災害情報

市内の緊急災害情報を確認できます。事前に下記アドレスをブックマーク登録することをおすすめします。

https://www.city-toride-ibaraki-jp.cache.yimg.jp/kinkyu/



お知らせ

7月30日 取手駅西口交通広場 供用開始

7月30日(火)4時ごろから、新しい取手駅西口交通広場の供用を開始します。施設の概要や利用方法は、市ホームページでご確認ください。

※取手駅西口周辺の通行方法が変わりますので、ご注意ください。

◎供用開始に伴い、現在の仮設交通広場は閉鎖します。

☎ 区画整理課 ☎ 内線3011



取手市 取手駅西口交通広場 供用開始

「ほどよく絶妙とりで」Instagramを開設しました

市の魅力を発信する「ほどよく絶妙とりで」Instagramを開設しました。職員が撮影した市の魅力あふれる写真や、ショート動画を投稿していきます。

◎今後は「ほどよく絶妙とりで」サイトへの投稿を通じて、市民の皆さんが投稿した写真なども掲載予定です。

☎ 魅力とりで発信課 ☎ 内線1191

二次元コードからフォローお願いします!

◆アカウント名 ほどよく絶妙とりで
◆ユーザーネーム zetsumyo_toride

国民健康保険税 18歳以下被保険者減免制度 対象者拡大

4月から市独自で、18歳以下被保険者の国保税減免制度の対象者と減免割合を拡充しています。

☎ 減免割合は国保税均等割全額減免

☎ 18歳以下の国民健康保険被保険者

☎ 国保年金課 ☎ 内線1364

国民健康保険税 産前産後減免制度 期間拡大

産前産後被保険者の国民健康保険税が、4カ月間(多胎妊娠の場合は6カ月間)減額となる制度を、市独自で減額の期間を8カ月分延長します。

☎ 国民健康保険被保険者で、令和6年4月以降出産予定の方・出産した方

☎ 届け出する方の本人確認書類、母子健康手帳の写し(表紙と、出産予定日か出産日の分かるもの)

☎ 国保年金課に届け出書類を提出: 出産予定日の6カ月前から

☎ 国保年金課 ☎ 内線1364

国民健康保険税 賦課限度額

国民健康保険税の賦課限度額が、変更になります。

▶後期高齢者支援金分…24万円

※医療保険分(65万円)、介護保険分(17万円)の変更はありません。

☎ 国民健康保険税納税義務者

☎ 国保年金課 ☎ 内線1364

国民健康保険税 軽減措置基準

国民健康保険加入世帯で、一定の所得に達しない世帯に対する軽減措置基準が変更になります。

☎ 世帯主と加入者の所得金額の合計が以下の基準に該当する世帯

割合	軽減措置基準
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者などの数※-1)以下
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者などの数※-1)+[29.5万円×世帯の被保険者数]以下
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者などの数※-1)+[54.5万円×世帯の被保険者数]以下

※一定の給与所得と公的年金などの支給を受ける方

☎ 国民健康保険税納税義務者

※令和5年中の所得情報が不明な方が世帯にいる場合、基準が確認できないため軽減対象となりません。

☎ 国保年金課 ☎ 内線1364

国民年金保険料 免除・納付猶予 令和6年度分受付開始

所得の減少や失業などで国民年金保険料の納付が困難な方は、申請をしてください。※審査があります。

◆免除 4種類(全額・4分の3・半額・4分の1)

☎ 審査要件: 本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の方

◆納付猶予

☎ 審査要件: 50歳未満で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の方

■共通事項

☎ 本人確認書類、年金手帳などの基礎年金番号が分かるもの

※失業の場合、ハローワークで発行する雇用保険被保険者離職票など

☎ 直接か郵送

▶直接: 国保年金課、藤代総合窓口課、取手支所※申請者は本人のみ

▶郵送: 以下のいずれか

①〒302-8585寺田5139国保年金課宛て

②土浦年金事務所(〒300-0812土浦市下高津2-7-29)

③日本年金機構埼玉玉広域事務センター(〒330-9890埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20住友生命浦和テクノシティビル3階)

※申請日から2年1カ月前まで、さかのぼって申請が可能です。

☎ 市国保年金課 ☎ 内線1371、土浦年金事務所 ☎ 029-825-1170

結婚新生活支援事業

新生活を始める新婚世帯の、新生活にかかる費用などを補助します。

☎ 以下に該当する世帯

▶令和6年1月1日以降に婚姻した▶夫婦の住民票が取手市にある▶婚姻日時点の夫婦の年齢が39歳以下

※その他にも条件があります。詳細は市ホームページをご確認ください。

■補助金額

婚姻日時点で夫婦共に29歳以下: 最大60万円、それ以外: 最大30万円

☎ 7年3月31日(月)

☎ 政策推進課 ☎ 内線1211



取手市結婚新生活支援事業

子ども・若者意識調査にご協力を

生活実態などの意識を把握し、「取手市子ども計画(仮称)」策定のための基礎資料として調査を実施します。

◆回答方法: インターネット

☎ 市内在住の15～39歳(4月1日時点)の中から、無作為に抽出した1,000人の方

☎ 7月31日(水)

☎ 子ども政策室 ☎ 内線1351

ヒトパピローマウイルス感染症 予防ワクチン(HPVワクチン)

以下の対象者は、令和7年3月31日まで公費(無料)で接種できます。

◎期限内に接種を合計3回完了するには、9月30日までに1回目を接種する必要があります。

☎ 平成9年4月2日から平成21年4月1日生まれで、HPVワクチンの接種が合計3回完了していない女性

☎ 市の予診票が手元にない、または「9価ワクチン」の記載がある新様式の予診票が手元にない方は、電子申請か、保健センターに母子健康手帳を持参して申請してください。

※申請方法の詳細は、市ホームページをご確認ください。

☎ 保健センター ☎ 85-6900



取手市 HPVワクチン

サマージャンボ宝くじ 7月8日から発売

「サマージャンボ宝くじ」と「サマージャンボミニ」が、全国で同時発売されます。宝くじの収益金は、住みよいまちづくりに使われます。

◎インターネットでも購入できます。発売期間: 7月8日(月)～8月8日(木)

☎ 抽せん日: 8月23日(金)

☎ 各1枚300円

☎ 政策推進課 ☎ 内線1211